

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2023年7月18日(火)

今週のことば

デコ活

環境省は脱炭素につながる新しい暮らしを推進する国民運動の愛称を「デコ活」に決定。デコは「デカーボナイズーション(脱炭素化)」と「エコ」を組み合わせた造語。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

7/17(月) 仏滅 海の日

18(火) 赤口 旧暦6月1日、所得税の予定納税額の減額申請

19(水) 先勝 プロ野球オールスターゲーム第1戦

20(木) 友引 土用、中小企業の日、女子サッカーW杯開幕

21(金) 先負

22(土) 仏滅

23(日) 大安 大暑

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

7/10(月)	32,190 ▼198	142.29 △0.93
11(火)	32,204 △14	140.53 △1.76
12(水)	31,944 ▼260	139.55 △0.98
13(木)	32,419 △475	138.36 △1.19
14(金)	32,391 ▼28	138.22 △0.14

相続税評価額を減額する「小規模宅地の特例」

相続により、被相続人(亡くなった方)の居住用の宅地や事業用の宅地を取得した場合、一定要件を満たせば評価額を大幅に減額できる「小規模宅地等の特例」が適用できます。

◆ 居住用宅地は330㎡まで80%減額

相続税は、相続等により取得した財産の価額が基礎控除額(3千万円+600万円×法定相続人数)を超える場合に課税されますが、土地は相続財産で大きな割合を占めるため「小規模宅地等の特例」の適用がポイントになります。

例えば、相続開始直前において被相続人の居住用に供されていた宅地を被相続人の配偶者や同居していた親族が取得した場合、特例の適用により330㎡まで評価額の80%を減額できます。

配偶者や同居親族がいない場合は、相続開始前3年以内に持ち家に居住したことがないなどの一定要件を満たす別居親族(いわゆる「家なき子」)が居住用宅地を取得した場合も特例を適用できます。

◆ 被相続人が老人ホームに入所していた場合は

被相続人が老人ホーム等に入所しており、相続開始直前において被相続人が居住していなかった宅地等の場合であっても、①被相続人が相続開始前に介護保険法等に規定する要介護認定等を受けている、及び②被相続人が老人福祉法等に規定する特別養護老人ホーム等に入所している、などの要件を満たす場合は被相続人の居住用宅地に該当し、小規模宅地の特例が適用できます。

なお、老人ホームに入所後に、被相続人の自宅に生計を別にする親族が入居した場合などは特例の適用ができません。

■ この記事の詳細は、情報BOX201527

インボイス交付義務が免除される取引は

本年10月からインボイス制度が始まり、インボイス発行事業者は取引の相手方(課税事業者)からの求めに応じてインボイス(適格請求書)を交付する義務や、仕入税額控除の要件として原則、インボイス等の保存が必要となります。

ただし、「3万円未満の公共交通機関による旅客の運送(公共交通機関特例)」など一定の取引はインボイスの交付義務が免除されており、買手は一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

なお、公共交通機関特例の3万円未満の判定は、1商品(切符1枚)ごとではなく、1回の取引による税込価額が3万円未満かどうかで判定します。

中小企業信用保険や公庫の貸付の対象追加

現行、中小企業信用保険法の付保及び日本公庫の貸付けの対象から金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)は除かれています。

政令改正により本年8月7日から、金融・保険業のうち、クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業(一部を除く)、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業(資金移動業務を行うもの及び前払式支払手段の発行業務を行うものに限る)、金融代理業(金融商品仲介業に限る)が対象に加わります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

居住用又は事業用宅地の相続税評価額を減額する「小規模宅地等の特例」

◆小規模宅地等の特例について

相続や遺贈によって取得した被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族（以下「被相続人等」）の居住の用又は事業の用に供されていた宅地等のうち、一定の要件を満たす場合は、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、下表に掲げる区分ごとに一定割合を減額します。

相続開始の直前における宅地等の利用区分		要件	限度面積	減額割合
被相続人等の事業の用に供されていた宅地等	貸付事業以外の事業用の宅地等		特定事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡ 80%
	貸付事業用の宅地等	一定の法人に貸し付けられ、その法人の事業（貸付事業を除く）用の宅地等	特定同族会社事業用宅地等に該当する宅地等	400㎡ 80%
			貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡ 50%
		一定の法人に貸し付けられ、その法人の貸付事業用の宅地等	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡ 50%
	被相続人等の貸付事業用の宅地等	貸付事業用宅地等に該当する宅地等	200㎡ 50%	
被相続人等の居住の用に供されていた宅地等		特定居住用宅地等に該当する宅地等	330㎡ 80%	

◎「特定居住用宅地等」の概要

相続開始の直前において被相続人等の居住の用に供されていた宅地等を、被相続人の配偶者や、被相続人と同居していた親族が相続等により取得した場合は、「特定居住用宅地等」に該当し330㎡まで80%減額できます。

同居していない親族が被相続人の居住用宅地等を取得した場合は、①被相続人の配偶者又は同居親族（相続人に限る）がいない、②相続開始前3年以内に自己または自己の配偶者、3親等内の親族、特別関係のある法人が所有する家屋に居住したことがない、③相続開始時に居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがない等の要件を満たすことで特例を適用できます。

なお、「被相続人の居住の用」には、①被相続人が相続開始の直前において介護保険法等に規定する要介護認定等を受けていたこと及び②その被相続人が老人福祉法等に規定する特別養護老人ホーム等に入所等していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった場合（被相続人の居住の用に供されなくなった後に、事業の用又は新たに被相続人等以外の人の居住の用に供された場合を除く）を含みます。

◎「特定事業用宅地等」の概要

相続開始の直前において被相続人等の事業（貸付事業を除く）の用に供されていた宅地等を、その事業を引き継ぐなどの要件を満たす被相続人の親族が相続等により取得した場合は、「特定事業用宅地等」に該当し400㎡まで80%減額されます。

なお、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等（当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く）は、特定事業用宅地等の範囲から除外されます。

◎「特定同族会社事業用宅地等」の概要

相続開始の直前から相続税の申告期限まで一定の法人（相続開始直前において被相続人及び被相続人の親族等が発行済株式等を50%超を保有）の事業（貸付事業を除く）の用に供されていた宅地等で、その法人の役員であることなどの要件を満たす被相続人の親族が相続等により取得した場合は「特定同族会社事業用宅地等」に該当し400㎡まで80%減額されます。

◎「貸付事業用宅地等」の概要

相続開始の直前において被相続人等の貸付事業（不動産貸付業、駐車場業、自転車駐車場業等）の用に供されていた宅地等を、その事業を引き継ぐなどの要件を満たす被相続人の親族が相続等により取得した場合は、「貸付事業用宅地等」に該当し200㎡まで50%減額されます。

なお、相続開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供された宅地等（相続開始の日まで3年を超えて事業的規模で貸付事業を行っていた被相続人等が当該貸付事業の用に供している宅地等は除く）は、貸付事業用宅地等の範囲から除外されます。